

綾町照葉の里景観条例第 16 条第 1 項 (添付書類)

届 出 行 為	添付すべき書類等	
	種 類	備 考
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観に係る修繕若しくは模様替	敷地の位置及び敷地周辺の状況を表示する図面(付近見取図)で縮尺 2500 分の 1 以上のもの	
	敷地内における建築物の位置を表示する図面 (配置図)で縮尺 200 分の 1 以上のもの	
	建築物の色彩が施された 2 面以上(各面)の立面図で縮尺 150 分の 1 以上のもの	露出する建築設備及び各部分の仕上げを記載すること。(店舗は 4 面以上)
	外構平面図	植栽は木竹名を記載すること。
	敷地及びその周辺の現況カラー写真	2 方向以上から撮影したもの
建築物の外観の色彩の変更	敷地の位置及び敷地周辺の状況を表示する図面(付近見取図)で縮尺 2500 分の 1 以上のもの	
	敷地内における建築物の位置を表示する図面 (配置図)で縮尺 200 分の 1 以上のもの	
	色彩が施された、変更部分の立面図で縮尺 150 分の 1 以上のもの	露出する建築設備及び各部分の仕上げを記載すること。
	敷地及びその周辺の現況カラー写真	2 方向以上から撮影したもの
工作物の新設、増設、改築、移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替	敷地の位置及び敷地周辺の状況を表示する図面(付近見取図)で縮尺 2500 分の 1 以上のもの	
	敷地の位置及び敷地周辺の写真	
	敷地内における工作物の位置を表示する図面 (配置図)で縮尺 200 分の 1 以上のもの	
	工作物の色彩が施された 2 面以上(各面)の立面図で縮尺 150 分の 1 以上のもの	各部分の仕上げを記載すること。
	行為地及びその周辺の現況カラー写真	2 方向以上から撮影したもの
工作物の外観の色彩の変更	敷地の位置及び敷地周辺の状況を表示する図面(付近見取図)で縮尺 2500 分の 1 以上のもの	各部分の仕上げを記載すること。

	敷地内における工作物の位置を表示する図面(配置図) で縮尺 200 分の 1 以上のもの	
	色彩が施された、変更部分の立面図で縮尺 150 分の 1 以上のもの	
	行為地及びその周辺の現況カラー写真	2 方向以上から撮影したもの
土地の形質の変更 及び土石類の採取	敷地の位置及び敷地周辺の状況を表示する図面(付近見取図)で縮尺 2500 分の 1 以上のもの	
	平面図	変更前、変更後の土地の形状が判断できるよう記載すること。
	断面図	
	法面断面図	変更前、変更後の土地の形状が判断できるよう記載し、併せて法面処理材料を記載すること。
	植栽計画図	木竹名を記載すること。
	行為地及びその周辺の現況カラー写真	2 方向以上から撮影したもの
屋外における物品の集積又は貯蔵	敷地の位置及び敷地周辺の状況を表示する図面(付近見取図)で縮尺 2500 分の 1 以上のもの	
	植栽計画図	木竹名を記載すること。
	行為地及びその周辺の現況カラー写真	2 方向以上から撮影したもの
開発	敷地の位置及び敷地周辺の状況を表示する図面(付近見取図)で縮尺 2500 分の 1 以上のもの	
	行為地及びその周辺の現況カラー写真	
	設計図又は施工方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの	
木材の伐採	敷地の位置及び敷地周辺の状況を表示する図面(付近見取図)で縮尺 2500 分の 1 以上のもの	

備考：外構平面図とは、門、垣、柵、植栽、敷地内通路等の敷地内の外部構成を記載した図面をいう。